

立入検査標準マニュアル・違反処理標準マニュアルについて

◎立入検査標準マニュアル

【主 旨】

平成13年の消防審議会の答申を受けて、各消防本部の立入検査に係る規程を整備するとともに、立入検査を的確かつ効率的に実施するために活用し、立入検査を担当する消防職員の対応能力を強化するための資料として、平成14年8月に作成したものの。

その後、法令改正等を受け、平成21年度に「立入検査標準マニュアル」と改めている。

【立入検査要領】

- ① 事前の準備
- ② 事前の通告
- ③ 防火対象物への立入
- ④ 検査の実施
- ⑤ 資料提出命令・報告徴収
- ⑥ 検査結果の通知
- ⑦ 改修（計画）報告の指導
- ⑧ 指導記録簿の作成
- ⑨ 報告内容の指導
- ⑩ 改修予定期日到来日の確認調査

【立入検査体制について】

本マニュアルでは、事前の準備として、「限られた時間において、重点的、効率・効果的な立入検査を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が必要」としており、冒頭に以下の記述をしている。

○ 重点的、効率的・効果的な立入検査

管内の防火対象物の実情に応じ、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査することができるよう、実施体制、実施対象及び頻度、検査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程等により明確化し、実施計画を策定して、効率・効果的な立入検査を実施する。

○ 立入検査実施計画の策定

立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように実施することが必要である。（中略）

査察台帳等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実施となることを防止できる体制作りが必要である。

◎ 違反処理標準マニュアル

【主 旨】

消防法令に違反している防火対象物の是正指導にあたり、各消防本部における違反処理規程の整備等に活用するため、昭和60年5月に「違反処理マニュアル」を策定。その後平成13年の消防審議会答申を受けて、小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の法令違反に対する是正指導等の徹底を図る執務資料として、マニュアルの内容を更新。平成21年9月に、法令改正等により「違反処理標準マニュアル」と改めている。

【違反処理要領】

- ① 違反の覚知
- ② 違反の分類
- ③ 現場における消防吏員の措置
- ④ 違反調査の実施
- ⑤ 警告書の交付
- ⑥ 命令等の事前手続き（聴聞・弁明の機会の付与）
- ⑦ 命令書の交付
- ⑧ 告発
- ⑨ 代執行
- ⑩ 過料事件の通知

【違反処理体制について】

- 立入検査において違反を覚知した場合は、是正に向けた流れについて記載。
（違反の覚知→違反調査→警告→命令の事前手続き（聴聞・弁明）→命令→告発）
- 違反を覚知したものについては、違反对象物台帳等を作成し、業務管理を行うこと。
- 履行期限については、以下のとおり具体事例が示されている。

（参考）違反処理基準

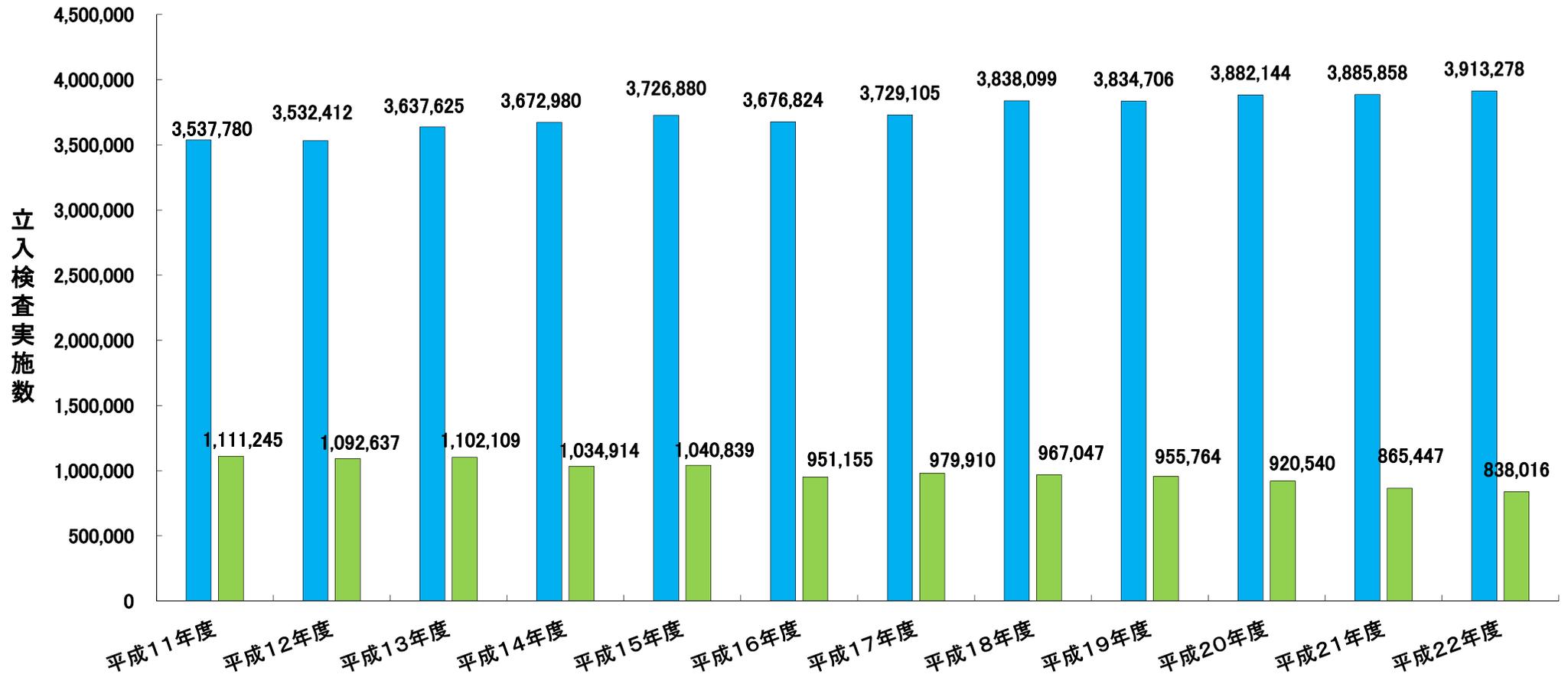
適用要件	事例	履行期限
消火、通報及び避難訓練未実施	消火・避難訓練を1年以上実施していないもの	1ヶ月以内（規模、用途に応じて設定する。）
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等	消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備が未実施のもの。	点検及び整備未実施については、点検及び整備内容により期限を設定する
消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの		<p>工事内容に応じて設定する。なお、工事日数については次を参考にする。</p> <p>1 自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果、全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内 ・延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3ヶ月以内 ・延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95%が4ヶ月以内 <p>2 （略）</p>

立入検査回数推移(H11~H22年度)

防火対象物数・立入検査実施数

■ 防火対象物数

■ 立入検査数



命令及び是正件数の推移

命令の種類	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
防火対象物の火災予防措置命令 (消防法第5条)		14 (10)	11 (8)	11 (10)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	2 (1)	14 (14)
防火対象物の使用禁止、停止制限 命令 (消防法第5条の2)	18 (16)	3 (1)	7 (7)	5 (5)	7 (5)	8 (8)	5 (5)	11 (11)	6 (6)	8 (7)
消防吏員による火災予防、消防活 動障害除去命令(消防法第5条の 3)		56 (56)	365 (365)	299 (299)	320 (320)	265 (265)	304 (304)	224 (224)	239 (239)	211 (210)
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	5 (3)	14 (8)	27 (23)	12 (12)	14 (9)	0 (0)	1 (1)	13 (10)	6 (5)	9 (9)
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	9 (4)	48 (33)	69 (47)	68 (67)	25 (16)	14 (7)	36 (28)	40 (21)	53 (29)	32 (24)
合 計	32 (23)	135 (108)	479 (450)	395 (393)	372 (356)	287 (280)	346 (338)	295 (272)	306 (280)	274 (264)

違反是正支援アドバイザー制度

違反処理事務等の支援を行うため、各消防本部等からの依頼に基づき、必要な知識又は経験を有する消防職員(違反是正支援アドバイザー)の派遣を行う(平成22年2月～)。

①消防本部による立入検査及び違反処理

消防法令違反建築物



【違反処理の問題点】

- 違反処理の実例が少ない
- 経験不足



〔都道府県等〕

アドバイザー
派遣依頼

②消防本部からの派遣要請によりアドバイザーを派遣

【消防庁の対応】

- 全国の消防機関の違反是正について専門的知識を持つ消防職員のうちから違反是正支援アドバイザーとして委嘱
- 要請内容に応じた派遣

総務省消防庁



アドバイザー

③アドバイザーによる支援

【アドバイザーによる支援】

- 違反処理のアドバイス
- 行政手続等の法的措置のアドバイス
- 違反対象物への対応等のアドバイス 他



消防本部

④違反処理業務の適正執行



消防本部



違反是正アドバイザー派遣実績

平成21年度	平成22年度	平成23年度
4回	8回	17回

違反処理データベースの概要

